

# 奈良市公報

第69号

令和4年4月1日発行  
 発行所 奈良市役所  
 発行人 奈良市長  
 編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月	日	番号	件名	主管
3	11	1	奈良市公報号外第17号に掲載	総合政策課

### 告 示

月	日	番号	件名	主管
3	1	107	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
3	1	108	介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
3	2	109	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	2	110	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
3	3	111	放置自転車等の保管	環境政策課
3	3	112	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	3	113	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	3	114	奈良市公報号外第17号に掲載	会計課
3	4	115	令和3年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
3	4	116	狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容	保健衛生課
3	7	117	放置自転車等の保管	環境政策課
3	7	118	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	7	119	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
3	7	120	督促状の公示送達	納税課
3	8	121	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	9	122	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	9	123	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
3	9	124	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
3	9	125	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
3	9	126	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課

3	9	127	障害者総合支援法に規定する指定障害者福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
3	9	128	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
3	10	129	放置自転車等の保管	環境政策課
3	10	130	住居番号の変更	市民課
3	10	131	住居番号の設定	市民課
3	10	132	都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	道路建設課
3	10	133	なら工藝館の臨時休館	産業政策課
3	11	134	放置自転車等の保管	環境政策課
3	14	135	放置自転車等の保管	環境政策課
3	14	136	観光案内所の開館時間の変更	観光戦略課
3	14	137	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
3	14	138	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
3	14	139	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
3	14	140	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業計画の変更	西大寺駅周辺整備事務所
3	14	141	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業変更計画の公衆縦覧	西大寺駅周辺整備事務所
<b>公 平 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	2	1	奈良市公報号外第17号に掲載	
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	1	6	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
3	14	7	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	3	3	臨時教育委員会の開催	教育政策課
<b>選 挙 管 理 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	1	5	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	
<b>農 業 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	7	3	農業委員会総会の招集	

**告 示**

**奈良市告示第107号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和4年3月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和4年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108888	訪問介護	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	ケア21 富雄	奈良県奈良市富雄元町二丁目6番48号ライオンズプラザ富雄210-1

(令和4年3月1日掲示済)

**奈良市告示第108号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和4年3月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和4年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100733	地域密着型通所介護	一般社団法人空	奈良県奈良市角振新屋町8番地	楽	奈良県奈良市古市町1400番地3号

(令和4年3月1日掲示済)

**奈良市告示第109号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年3月2日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年11月10日 奈良市指令整開 第21A-20号

令和4年1月21日 奈良市指令整開 第21A-20-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年3月2日 第1801号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町1305番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市恋の窪東町140番地の14

濱田 明

(令和4年3月2日掲示済)

**奈良市告示第110号**

令和4年2月3日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度奈良市一般会計  
補正予算(第15号)

令和3年度奈良市の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,538,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		千円 14,897,704	千円 21,000	千円 14,918,704
	1. 地方交付税	14,897,704	21,000	14,918,704
歳入合計		158,517,448	21,000	158,538,448

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		千円 15,282,886	千円 21,000	千円 15,303,886
	1. 保健衛生費	7,169,647	21,000	7,190,647
歳出合計		158,517,448	21,000	158,538,448

(令和4年3月2日揭示済)

**奈良市告示第111号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年3月3日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年3月3日揭示済)

**奈良市告示第112号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月3日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山口 誠	奈良県奈良市押熊町1279-1-104	あんま	令和4年 2月8日
訪問マッサージ Rakuu			

(令和4年3月3日揭示済)

**奈良市告示第113号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月3日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
----------	-------	-------

施術所の名称	施術所の所在地		
松岡 和美	奈良県奈良市三条桧町1-4	はり・きゅう	令和4年 2月18日
和み鍼灸院			

(令和4年3月3日揭示済)

**奈良市告示第115号**

令和3年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和4年3月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

令和3年度市・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和4年3月4日揭示済)

**奈良市告示第116号**

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

令和4年3月4日

奈良市長 仲川 元庸

記

収容日時：令和4年3月2日18時15分

場 所：大和田町

種 類：雑種犬

毛 色：黒っぽい茶

性 別：メス

推定年齢：8才

体 格：中

備 考：革製茶色首輪

(令和4年3月4日揭示済)

**奈良市告示第117号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年3月7日

3 移動対象区域



近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000 円  
原動機付自転車 4,000 円

- イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年3月7日揭示済）

**奈良市告示第 118 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	秋田 圭介 奈良市山町 687 番地	森 義勝 奈良市山町 693 番地

2 変更の年月日

令和 4 年 2 月 11 日

（令和4年3月7日揭示済）

**奈良市告示第 119 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 4 年 3 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称

西大寺新町二丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下の活動を通じて、会員相互の融和と親睦を図り、良好な地域社会の維持と福祉増進を図る。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 市役所との連携のもとに、回覧板の回付等を行い、住民相互の連絡に努める。
- (3) 防犯対策の実施、地域防災防犯会並びに警察などの防災防犯活動に協力。
- (4) 美化・清掃の実施と環境整備。
- (5) 3 町集会所の維持管理。
- (6) その他本条の目的に合致すると思われる活動。

3 区域

本会の地域は西大寺新町二丁目の全域とする。

4 事務所

本会の事務所は自治会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 伊達 二郎  
奈良市西大寺新町二丁目6番2号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の議決を要する。

9 認可年月日

令和4年3月4日

(令和4年3月7日揭示済)

**奈良市告示第120号**

平成31年度市・県民税第4期分、令和3年度市・県民税第1期分、第2期分、第3期分及び第4期分並びに随時期分、令和3年度固定資産税・都市計画税第1期分及び第2期分並びに第3期分、令和3年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年3月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成31年度市・県民税	第4期分	令和3年11月29日	令和2年1月31日
令和3年度市・県民税	第1期分	令和3年7月20日	令和3年6月30日
令和3年度市・県民税	第2期分	令和3年9月17日	令和3年8月31日
令和3年度市・県民税	第3期分	令和3年11月19日	令和3年11月1日
令和3年度市・県民税	第4期分	令和4年2月18日	令和4年1月31日
令和3年度市・県民税	随時期分	令和3年7月20日	令和3年6月30日
令和3年度市・県民税	随時期分	令和3年11月19日	令和3年11月1日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和3年7月20日	令和3年6月30日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和3年8月20日	令和3年8月2日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和3年11月4日	令和3年8月2日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和3年11月12日	令和3年8月2日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和3年12月20日	令和3年11月30日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和4年1月14日	令和3年11月30日
令和3年度軽自動車税	全期分	令和3年6月18日	令和3年5月31日
令和3年度軽自動車税	全期分	令和3年9月17日	令和3年8月23日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和4年3月18日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和4年3月7日揭示済)

**奈良市告示第121号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により高樋町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	石巻 昌孝 奈良市高樋町 457 番地	吉崎 弘俊 奈良市高樋町 493 番地

2 変更の年月日

令和4年2月11日

(令和4年3月8日揭示済)

**奈良市告示第122号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年12月23日 奈良市指令整開 第21A-25号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年3月9日 第1802号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西ノ京町 119 番 3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市高畑町 154 番 2

清 次郎

(令和4年3月9日揭示済)

**奈良市告示第123号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和4年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103650	株式会社 ケア21	530-0003	大阪府大阪市 北区堂島二丁目 2番2号	ケア21 富 雄	631-0078	奈良市富雄元町 二丁目6-48 ライ オンズプラザ富 雄210-1	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	令和10年 2月29日
2920100530	株式会社 すみれサ ポート	630-8033	奈良県奈良市 五条一丁目2番 30号	COCO	631-0846	奈良市平松二丁 目22番21号	共同生活 援助	令和10年 2月29日

(令和4年3月9日揭示済)

**奈良市告示第124号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。  
令和4年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100926	特定非営利活動法人 子育てサポート・ふれ愛	631-0821	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号	子育てサポート・ふれ愛相談支援事業所	631-0822	奈良市西大寺栄町3-23サンローゼビル2階	計画相談支援	令和10年2月29日

(令和4年3月9日掲示済)

**奈良市告示第125号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970100117	特定非営利活動法人 子育てサポート・ふれ愛	631-0821	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号	子育てサポート・ふれ愛相談支援事業所	631-0822	奈良市西大寺栄町3-23サンローゼビル2階	障害児相談支援	令和10年2月29日

(令和4年3月9日掲示済)

**奈良市告示第126号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者より、同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号に基づき告示する。

令和4年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年1月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100805	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	水間ワークス	630-2151	奈良市水間町3020-3	就労移行支援
2910102264	株式会社てまり	630-8325	奈良県奈良市西木辻町121番	訪問介護てまり	630-8325	奈良県奈良市西木辻町121番地2朝日プラ	居宅介護 重度訪問介護

			地2朝日プラザ 奈良プレシオ 201号室			ザ奈良プレシオ201号 室	
2910103304	合同会社 ディアフ ォレスト	631- 0015	奈良県奈良市 学園朝日元町 一丁目507-6	居宅介護 しかのも り	631- 0015	奈良県奈良市学園朝 日元町一丁目507-6	居宅介護 行動援護

2 廃止年月日 令和4年2月28日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所	
2910103601	有限会社 ブリーア ン	631- 0054	奈良県奈良市 石木町41番1 号	多機能型 事業所き らり	631- 0054	奈良市石木町41番1 号	居宅介護 重度訪問介護 生活介護 就労継続支援 B型

(令和4年3月9日揭示済)

**奈良市告示第127号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和4年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所		
2910101217	社会福祉 法人大地	630- 8442	奈良県奈良市 北永井町543 番地の1	花咲き苑	630- 8442	奈良市北永 井町543番 地の1	就労継続支 援A型	令和10年 2月29日
2910102421	合同会社 優倭	631- 0846	奈良県奈良市 平松四丁目8 番34号	優倭ホーム ケアサービ ス	631- 0846	奈良県奈良 市平松二丁 目22番32 号プロシー ド101号室	居宅介護 重度訪問介 護	令和10年 2月29日

(令和4年3月9日揭示済)

**奈良市告示第128号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和4年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年1月31日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970106403	訪問介護	株式会社てまり	奈良市西木辻町121番 地2朝日プラザ奈良プレ シオ201号	訪問介護てまり	奈良市西木辻町121番 地2朝日プラザ奈良プレ シオ201号

(令和4年3月9日揭示済)

**奈良市告示第129号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年3月10日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年3月10日揭示済)

**奈良市告示第130号**

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	五条町16番19号
変更後	五条町16番19-7号

(令和4年3月10日揭示済)

**奈良市告示第131号**

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示
----------------

西大寺国見町二丁目9番23号	五条二丁目3番4号
大森西町23番5号	五条二丁目3番5号
三条本町2番1号	三条大路三丁目2番54-2号
七条西町一丁目56番6-室番号	三条大路三丁目2番54-1号
六条西二丁目11番43号	三条大路三丁目2番53-2号
西登美ヶ丘四丁目3番1号	三条大路三丁目2番53-1号
大安寺一丁目5番3-室番号	登美ヶ丘六丁目4番7号
北登美ヶ丘二丁目22番8号	東紀寺町三丁目5番18号
疋田町二丁目6番8号	四条大路四丁目1番8-7号
五条畑一丁目1番3-1号	北登美ヶ丘二丁目14番18号
学園南三丁目9番5-1号	西大寺北町一丁目8番12号
六条西四丁目1番20号	富雄川西二丁目2番22号
大安寺二丁目11番9-2号	三松二丁目6番9号
大安寺二丁目11番15-2号	登美ヶ丘三丁目15番10号
西大寺芝町二丁目2番19号	学園南二丁目1番15-2号
百楽園三丁目13番2-1号	四条大路一丁目19番9号
平松一丁目8番7-2号	あやめ池北三丁目17番34号
平松一丁目8番8号	富雄北二丁目8番2-1号
五条二丁目3番3号	五条畑一丁目5番2-1号

(令和4年3月10日揭示済)

**奈良市告示第132号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・3・4号大和中央道及び3・4・105号平城学園前線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

令和4年3月10日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路建設課

(令和4年3月10日揭示済)

**奈良市告示第133号**

なら工芸館条例(平成12年奈良市条例第32号)第3条の4第2項の規定により、令和4年5月10日から5月15日まで及び5月31日について、なら工芸館を休館します。

令和4年3月10日

奈良市長 仲川元庸

(令和4年3月10日揭示済)

**奈良市告示第134号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

令和4年3月11日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年3月11日揭示済）

奈良市告示第135号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月14日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年3月14日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年3月14日揭示済）



**奈良市告示第136号**

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和4年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

1 開所時間の変更

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの開所時間を次のとおりとする。

施設名	開所時間
奈良市観光センター	午前9時から午後5時まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	午前9時から午後9時まで

(令和4年3月14日掲示済)

**奈良市告示第137号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
せいかクリニック	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目2番12号	令和3年12月31日

(令和4年3月14日掲示済)

**奈良市告示第138号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人慈友会 せいかクリニック	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目2番12号	令和4年1月1日

(令和4年3月14日掲示済)

**奈良市告示第139号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 通所型サービス（独自）	令和4年 2月1日
名称	主たる事務所の所在地		
リゾートデイサービス ハッピーライフ plus	奈良県奈良市六条二丁目10番9号	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	令和4年 2月1日
株式会社HSG	奈良県奈良市六条三丁目1番15号		
株式会社ヤマシタ 奈 良西大寺営業所	奈良県奈良市三条大路五丁目3番1号	介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和4年 2月1日
株式会社ヤマシタ	静岡県島田市中河737番地		

(令和4年3月14日掲示済)

### 奈良市告示第140号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 土地区画整理事業の名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業

2 施行者の名称

奈良市

3 施行地区

奈良市西大寺国見町一丁目、西大寺国見町二丁目、西大寺国見町三丁目、西大寺南町、西大寺芝町一丁目、青野町、菅原東一丁目、菅原町、横領町及び宝来町の各一部

4 事業施行期間

昭和63年7月18日から令和10年3月31日まで

5 事務所の所在地

(1) 主たる事務所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

(2) 従たる事務所 奈良市西大寺南町2番6号

奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所

6 事業計画の決定の年月日

昭和63年7月18日

7 事業計画の変更の年月日

令和4年3月14日

(令和4年3月14日揭示済)

### 奈良市告示第141号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区および設計の概要の変更内容を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

奈良市西大寺南町2番6号

奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(令和4年3月14日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年3月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年3月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
東九条町 1095-1 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
押熊町 647-1 の一部他	②	分流	
三碓六丁目 1140-1 他	③	分流	
敷島町一丁目～二丁目地内	④	分流	
学園中五丁目地内	⑤	分流	
四条大路五丁目 134 の一部	⑥	分流	
下三条町 8-37	⑦	分流	
下三条町 8-33	⑧	分流	
西大寺芝町一丁目 2537-1	⑨	分流	

位置図省略

(令和4年3月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第7号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年3月14日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 宮地工業	代表取締役 宮地 秀樹	奈良県大和高田市大字今里360番地5	令和4年3月1日

(令和4年3月14日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第3号**

令和4年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和4年3月3日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和4年3月3日（金）16時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 203 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第58号 令和4年4月県費負担教職員の人事について

傍聴受付は、開催日の15時から15時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年3月3日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第5号

令和4年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和4年3月1日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,024人

6分の1の数 50,197人

3分の1の数 100,394人

(令和4年3月1日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会令和4年3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和4年3月7日

奈良市農業委員会 会長 巽 一 孝

1 日時

令和4年3月14日（月） 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1 企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（2月専決処理分）
- (5) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (6) 水田利用転換届出について（2月専決処理分）
- (7) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (10) 知事許可について（2月許可分）

(令和4年3月7日揭示済)